

パティスリー座談会開催！

今月のメニュー

1. パティスリー座談会
2. 12月座談会のご案内
3. 税務コラム
4. 事務所案内



9月13日17:00~19:00にパティスリー座談会を開催いたしました。まだ緊急事態宣言中だったこともあり、今年もズームでの開催となりました。お店でお仕事をされながらご参加していただいた方や途中まででも参加して下さった方など、多くの方にご参加いただきました。皆さまご多忙のところ、お時間を作っていただいたことに感謝しております。今回もコロナウイルス関連の話題が多く上がりました。現在行っている感染症対策は何か？や、マスクつけていないお客さまが来店された場合はどう対応しているか？など。今まで問題でなかったことでも、気を付けなければいけない問題となっていることがあります。それぞれどうしているのか、皆さまにお話しいただきました。他にも通販はどのように取り組まれているかという話題では、通販サイトは使いやすくお店のリンクもつけられるサイトを使われている方が多くいました。売り方も皆さま工夫されていて、それはお店によって違いがあり、参加された方はとても参考になったのではないのでしょうか。他には、スタッフとの関わり方やSNSをどのように活用しているかも話題に上がり、活発にお話を交わされました。スタッフの安全を守るために働き方や関わり方を変えたお店が多かったです。SNSはInstagramを使われているお店が多く、オーダーや求人にも使われていました。今回はベーカリーのシェフにもご参加いただきました。パティスリーとベーカリー

の違いについてもお話しすることができました。ベーカリーのシェフがいるからこそ出てきた話題ですね。座談会はパティスリー座談会とベーカリー座談会がありますが、どなたでもご参加いただけます。他のお店の話を伺える貴重なお時間になるはずですよ。ぜひご連絡ください。(福西 麻由)



座談会案内

2021年12月13日(月曜日)に開催予定の座談会のテーマは……………
「**シュトレン座談会**」です！！クリスマスのお菓子と言えばシュトレン！ラッピング

も味も個性が出ますよね。今回はオンラインで皆様をつなぎ、たくさんのシュトレンに囲まれながらお話しをしていきます。前回はコロナウイルスの影響もあり、20個以上のシュトレンを事務所スタッフで食べ比べ、InstagramとYouTubeで紹介していきました。シュトレンがクリスマスのお菓子として広まってきている中、今回はどのようなシュトレンが出てくるのでしょうか！？恥ずかしながら、シュトレンを食べたことがありません。お気に入りはいくつ出会えるか今からとても楽しみです。(岡添 克樹)

開催日時:2021年12月13日 17時~ zoom(WEB会議)なのでどこからでも参加可能。参加費無料です。参加希望の方は右QRコード弊社公式LINEからご連絡ください！URLをお送り致します。皆様のご参加お待ちしております！！



インボイス制度の適格請求書発行事業者登録申請が10月1日より開始されました！

10月1日より適格請求書発行事業者登録申請が始まりました。いきなり適格請求書発行事業者や適格請求書(以降:インボイス)といわれても分かりにくいと思いますので、消費税の流れからインボイスについてお話をさせていただきます。まず、消費税の基本的な流れとして、商品の販売等の時に商品代と別に消費税を上乗せしてお金を受け取っていると思います。その受け取った消費税から、仕入時などの時に上乗せして支払った消費税を差し引いて、消費税を納めているといった流れになっています。この『仕入時などの時に支払った消費税を差し引く』という部分がいわゆる”仕入税額控除”と言われるものになります。現在は、消費税を納めない人も消費税を上乗せして商品を販売しても問題はありません。なので、消費税を納めなくてもいい人が550円(消費税額50円)の商品を販売した場合に、販売側は消費税の納付をしなくてもいいので、そのまま50円は売上として自分の手元に残ります。しかし、買った側が消費税を納付する場合この50円を仕入時などの時に支払った消費税として差し引いてしまうわけですね。他にも、税率や消費税額の確認が出来ない領収書や請求書が世の中にはあります。その為、いままでの請求書に”登録番号”と”適用税率”と”消費税額”などの記載があるものをインボイスといい、インボイスが無いと”仕入税額控除”が出来なくなってしまいます。これがインボイス制度ということですね。インボイスが発行できないとどんなデメリットがあるのかというと、インボイスが発行できるAさんとそうではないBさんから皆さんが、それぞれ550円(消費税額50円)の合計1,100円(消費税額100円)で商品を仕入れて、仕入れた商品をどちらも660円(消費税額60円)の合計1,320円(消費税額120円)で販売したとします。皆さんは消費税納付の際に、販売時の消費税120円から仕入れたときの消費税100円を差し引いた20円を納付と思っていましたが、Bさんがインボイスを発行できないので50円は仕入税額控除ができず70円の納付になりました。こういった場合に、仕入税額控除ができないため消費税の納付額が多くなってしまふのなら、Bさんとの取引はやめてAさんとだけ取引をしようとなってしまう可能性が出てきます。こうならない為に、企業間での取引のある方は適格請求書発行事業者になってインボイスを発行する必要があるわけです。事業者登録申請は令和3年10月1日から始まり申請期限は令和5年3月31日(特例は有)となっています。また、インボイス制度開始後もすぐに仕入税額控除が出来なくなってしまうわけではなく、段階的に仕入税額控除できなくなる金額が減っていき令和11年10月1日から仕入税額控除が出来なくなります。また、通常のインボイス以外にも簡易インボイスという請求書より記載項目が簡略化された物でもインボイスとして代用する事が出来ます。簡易インボイスについては、現在のレシートに登録番号等の記載があるものと考えてもらえれば分かりやすいかもしれません。インボイスについては保存義務と交付義務がありますが、一部例外があります。保存義務が免除されるものとしては、入場券など使用の際に回収されるものや従業員の通勤費や自動販売機での購入など、手元に領収証などが残らない物や発行されない物ですね。交付義務が免除されるものとしては、市場等での生鮮食品の販売や自動販売機での販売や郵便ポストに投函される郵便物など、その場での発行が困難な物になります。どうしても専門用語なども多く、文章量も多くなってしまったため、分かりづらい所もあると思いますが気になる点やご不明点などがありましたら、事務所のお問い合わせや公式ラインなどで受け付けていますので、ご連絡頂ければ事務所スタッフが対応いたします。(尾崎 陽介)

事務所紹介・事業内容 ホームページは <https://www.bakery-no1.com>

パン屋さんの開業～開業後～企業発展～幅広くパン屋さんをサポートいたします。

1. パン職人のための後悔しない！失敗しない！融資支援(開業前・融資支援)
2. 簡単な経理でパン屋を経営できるしあわせ会計のご提案(開業後・経理支援)
3. 仕事の合間に情報収集できる、オンラインサロン NEST (定期配信サービス)
4. 身近なパートナーとしての税務顧問、「目標管理」を中心とした経営のサポート(経営改善、経営コンサルティング)



〒530-0001 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル2F TEL:06-6131-5600 FAX:06-6131-5670 info@bakery-no1.com